

福祉の資格について ご存じですか

資格取得で福祉の職場で働きませんか



「福祉の仕事」と聞くとどのようなイメージがあるでしょうか。老人ホームでの介護業務であったり、在宅でのホームヘルパー業務であったり、障がい者の方を支援する施設や保育園などさまざまな仕事を思い浮かべられると思います。私たちの生活する地域や施設には福祉のサービスを必要としている高齢者の方、障がい者の方、子どもさんなど多くの方がいらっしゃいます。みなさんのご家族で利用している方もいらっしゃるかと思います。

「福祉の仕事」は地域や施設において「福祉サービスを必要としている方を支援する」仕事になります。

「福祉の資格」は上記のような仕事を専門的に行うための言わば「パスポート」的な役割になります。

福祉人材・研修センターへは福祉の資格に関する相談が日々寄せられますが、今回はお問い合わせの多い主なものをご紹介します。みなさんも、資格取得で福祉の職場で働きませんか。

※各資格の詳細（受験資格等）は各試験実施機関にお問い合わせください。

1 ホームヘルパー（訪問介護員養成研修）

全国社会福祉協議会発行『福祉の仕事アクセスガイド』によるとホームヘルパー（訪問介護員）として介護の仕事をするためには、厚生労働省の定めた訪問介護員養成研修（1～3級）を修了する必要があります。

研修を修了すると「修了証明書」が発行されます。また、介護の基礎的な研修として認知されており、特別養護老人ホーム等の介護職員の求人条件に2級課程の修了を条件とする求人も少なくありません。

なお、2級課程は130時間の講義や演習、介護実習を履修することになります。

県知事の指定した実施機関が行いますが、受講料は各実施機関で異なります。

2 介護福祉士

介護福祉士は介護業務を専門的に行う国家資格になります。

介護福祉士になるには、①介護福祉士の養成施設（専門学校）を卒業する方法、②国家試験に合格する方法があります。国家試験の受験資格は、介護の実務経験3年以上、または福祉系高等学校卒業による取得法があります。

試験実施
機関

財団法人 社会福祉振興・試験センター
☎03-3486-7521

3 社会福祉士

社会福祉士は福祉に関する相談に応じ、助言・指導・援助等を専門的に行う国家資格になります。

社会福祉士になるには、国家試験に合格する必要があります。国家試験を受けるためには受験資格が必要ですが、福祉系大学（4年生）で指定科目を履修し卒業するか、一般養成施設等を卒業する方法が一般的で、ちなみに一般大学卒業（福祉系以外の4年大卒）であると一般養成施設を卒業する必要があります。鹿児島では、通学できる一般養成機関がありませんので通信課程（県外）にて履修し卒業する必要があります。

試験実施
機関

財団法人 社会福祉振興・試験センター
☎03-3486-7521

4 保育士

保育士は専門的知識と技術をもって児童の保育や保護者に対する保育に関する指導を行う国家資格になります。

保育士になるには、①保育士を養成する学校を卒業する方法、②都道府県が実施する国家試験に合格する方法があります。

以前は、「保母さん」の愛称で親しまれておりましたが、平成13年11月から国家資格になりました。

試験に関する
問い合わせ先

鹿児島県保健福祉部子ども課
☎099-286-2763

5 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護支援専門員は、介護保険制度上、施設介護、在宅介護において介護サービスを利用する際に介護計画（ケアプラン）を作成する専門職です。

介護支援専門員になるには、鹿児島県指定の実施機関が実施する「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格し、かつ「実務研修」を受講する必要があります。なお、試験を受けるためには受験資格が必要ですが、福祉・保健・医療の資格等を有し、5年ないしは10年の実務経験が必要になります。

試験実施
機関

社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会
福祉人材・研修センター
☎099-258-1172

お問い合わせ先

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会
福祉人材・研修センター

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7（県社会福祉センター内）

TEL 099-257-6767（研修）
099-258-7888（人材）
099-258-1172（試験事務）

FAX 099-250-9363

E-mail:jinzai@kaken-shakyo.jp